

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月3日

佐賀県人事委員会委員長 伊 藤 正

### 佐賀県人事委員会規則第7号

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(再任用短時間勤務職員等)の給料月額<span style="text-decoration: underline;">の端数計算</span>)</p> <p><b>第1条の2</b> 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により採用された短時間勤務の職を占める職員</u> 県職員給与条例第4条の2又は学校職員給与条例第6条の2</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第15条（同条例第18条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた県職員給与条例第4条第3項、第4項、第7項、<u>第8項若しくは第12項</u>若しくは学校職員給与条例第6条第3項、第4項、第7項、<u>第8項若しくは第12項</u>又は育児休業条例第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第2項若しくは第3項若しくは一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員等)の給料月額<span style="text-decoration: underline;">の端数計算</span>)</p> <p><b>第1条の2</b> 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u> 県職員給与条例第4条第12項又は学校職員給与条例第6条第12項</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（<u>附則第2項において「育児短時間勤務職員等」という。</u>） 佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年佐賀県条例第2号。以下「育児休業条例」という。）第15条（同条例第18条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた県職員給与条例第4条第3項、第4項、第7項若しくは第8項若しくは学校職員給与条例第6条第3項、第4項、第7項若しくは<u>第8項又は育児休業条例第16条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</u>（平成15年佐賀県条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第2項若しくは第3項若しくは一般職の任期付研究員の</p>

改正前	改正後
<p>条例（平成15年佐賀県条例第3号）第5条第3項若しくは第4項</p> <p>(3) 育児休業法第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員 育児休業条例第19条又は任期付職員条例第9条の規定により読み替えられた県職員給与条例第4条の2又は学校職員給与条例第6条の2</p> <p>附 則 略</p>	<p>採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）第5条第3項若しくは第4項</p> <p>(3) 育児休業法第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員 育児休業条例第19条又は任期付職員条例第9条の規定により読み替えられた県職員給与条例第4条第3項、第4項、第7項及び第8項又は学校職員給与条例第6条第3項、第4項、第7項及び第8項</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>育児休業条例附則第2項（育児休業条例附則第3項の規定により読み替えられた育児休業条例第18条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた県職員給与条例附則第9項又は学校職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、これらの規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
（暫定再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）
- 2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。
  - (1) 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。） 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第30号。次号において「令和4年改正県職員給与条例」という。）附則第3条第2項又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年佐賀県条例第36号。次号において「令和4年改正学校職員給与条例」という。）附則第3条第2項

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員（改正法附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。）佐賀県職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年佐賀県条例第29号）附則第4項又は第5項（これらの規定を同条例附則第6項の規定により準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和4年改正県職員給与条例附則第3条第1項又は令和4年改正学校職員給与条例附則第3条第1項